

大規模小売店舗の変更に関する届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項の規定により以下のとおり大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第 3 項において準用する法第 5 条第 3 項の規定により関係書類を縦覧に供する。

なお、法第 8 条第 2 項の規定により意見を述べようとする者は、この公告の日から縦覧期間の終了する日までに宮崎県知事に意見書を提出することができる。意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を記載すること。

届出年月日：令和 7 年 12 月 26 日

店舗名：カリーノ宮崎

設置者：株式会社カリーノ

縦覧場所：宮崎県商工観光労働部商工政策課

縦覧期間：令和 8 年 1 月 23 日から令和 8 年 5 月 25 日まで

届出概要：別紙のとおり



-8.1.-7
様式第2(第6条関係)

※受理年月日	令和2年1月7日
※受理番号	
※備考	

変更届出書

令和7年12月26日

宮崎県知事 殿

株式会社カリーノ
代表取締役 馬場英治
熊本県熊本市中央区安政町1番2号

大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

カリーノ宮崎
宮崎市橘通東四丁目8番1号

2 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)

小売業者		住所
氏名(名称)	代表者(法人の場合)	
ニューコ・ワン株式会社	代表取締役 塩原礼貴	熊本県熊本市中央区安政町1番2号
有限会社ミノリ	代表取締役 道休真平	宮崎県宮崎市橘通東四丁目8番1号
株式会社ミノリジョイ	代表取締役 道休真平	宮崎県宮崎市橘通東四丁目8番1号
エフ・マニース株式会社	代表取締役 関根一徳	神奈川県横浜市神奈川区二ツ谷町2番地8号
株式会社B I L L I O N	代表取締役 馬場俊輔	熊本県熊本市中央区安政町1番2号
株式会社ラディッシュ	代表取締役 佐藤龍三郎	宮崎県宮崎市中央通1番1号
その他未定		

(変更後)

小売業者		住所
氏名(名称)	代表者(法人の場合)	
ニューコ・ワン株式会社	代表取締役 塩原礼貴	熊本県熊本市中央区安政町1番2号
有限会社ミノリ	代表取締役 道休真平	宮崎県宮崎市橘通東四丁目8番1号
株式会社ミノリジョイ	代表取締役 道休真平	宮崎県宮崎市橘通東四丁目8番1号
株式会社B I L L I O N	代表取締役 馬場俊輔	熊本県熊本市中央区安政町1番2号
株式会社ラディッシュ	代表取締役 佐藤龍三郎	宮崎県宮崎市中央通1番1号
株式会社セリア	代表取締役 河合映治	岐阜県大垣市外渕二丁目38番地

3 変更の年月日

令和6年6月16日

4 変更する理由

小売業者の変更のため